【研究論文】

統合報告における非財務情報の分類に関する研究

原 田　佳 明

要旨

近年，サステナビリティ投資の増加等を背景に，統合報告書を開示する日本企業が増えている。しかし，統合報告は効果だけでなく課題も指摘されている。例えば，幅広いステークホルダーのニーズを満たしているか不明な点などがある。本稿では，先行研究で統合報告のルーツとして例示される4つの開示指針やガイドラインを分析して，各々で開示推奨される情報群の開示対象や性質などを明らかにする。このように先行研究を逆にたどる理由は，非財務情報を直接的にビジネス情報群や無形資本群といった形で分類することが困難であるからであり，この方法を通して，先行研究が指摘する統合報告の課題の改善に繋がるような要素を提供することが本稿の目的である。

1　はじめに

近年，機関投資家を中心としたサステナビリティ投資の増加を背景に，企業は，財務面だけでなくESG（環境: Environment，社会: Social，ガバナンス: Governance）を含めた非財務情報の積極的な開示を進めている。

図表1　サステナビリティ投資額の推移

地域（10億ドル）	2016	2018	2020	2022
EU	12,040	14,075	12,017	14,054
カナダ	1,086	1,699	2,423	2,358
日本	474	2,180	2,874	4,289
米国	8,723	11,995	17,081	8,400
合計	22,838	30,683	35,301	30,321
2022年の米国のサステナビリティ投資額の減少要因は注記に記載[1)]				

（出所）Global Sustainability Investment Alliance（2023, p.10）より抜粋。

キーワード：統合報告（Integrated Reporting），非財務情報（Non-financial Information），
VRF（Value Reporting Foundation），ESG投資（ESG Investment）

図表1は，ESG要素を考慮したサステナビリティ投資額のGlobal Sustainability Investment Alliance（2023）の調査結果であり，2022年の同投資額はグローバルで30兆ドルを超えている。2016年との対比では日本が最も高い伸び率を示している。日本の投資額は，2015年に国内最大級の年金積立基金管理運用独立行政法人が責任投資原則であるPrinciples for Responsible Investmentへ署名して以降，堅調な増加を示している。このようなサステナビリティ投資の増加は，資金の提供をうける企業のESG関連の取り組みとそれらの情報開示のインセンティブを高めている。

日本では，有価証券報告書を中心とした制度開示のほか，サステナビリティ・レポート，CSR報告書，知的資産経営報告書，統合報告書などの任意開示書類が存在し，これらの媒体を通して非財務情報の開示が行われている。その中でも近年は統合報告書を発行する企業が急増している。企業価値レポーティング・ラボ (2024) によると，2023年の自己表明型統合レポートは1,017社となっており，2016年比で3倍以上の伸び率となっている。

統合報告は，国際統合報告評議会（International Integrated Reporting Council: 以下 IIRC）が2013年に国際統合フレームワークを公表した後，日本をはじめ世界各国の多くの企業で作成されている。同フレームワークに基づく統合報告の目的は，第一に財務資本提供者へ価値創造プロセスを説明し，また従業員・顧客・地域社会・規制者等のステークホルダーにも有益となることである（IIRC, 2021）。

高い需要を背景に統合報告の実践が進む中，統合報告に関する先行研究はかなり蓄積している。しかし，統合報告は効果だけでなく様々な課題も指摘されている。例えば，幅広いステークホルダーのニーズを満たしているか不明な点（日本IR協議会, 2023）などである。このような課題を踏まえ，本稿では統合報告で使用される非財務情報の整理と分類を行っていく。研究方法は，当時のIIRCが統合報告を考案するにあたり，先行研究で統合報告のルーツとして例示される開示指針・ガイドラインを分析して，各々で開示推奨される情報群の開示対象や性質などを明らかにする。この方法を通して，先行研究が指摘する統合報告の課題の改善に繋がるような要素を提供することが本稿の目的である。

本稿の構成として，まず統合報告に関する先行研究および統合報告フレームワークの基本的特徴をレビューし，次に本研究の研究方法について述べる。その後，4つの開示指針やガイドライン等をレビューし，それらの開示対象や性質等について分析する。最後に本研究の限界と今後の研究の方向性を明示する。

2　先行研究

2.1　非財務情報の拡大と統合報告へいたる流れに関する先行研究

2013年にIIRCが統合報告フレームワークを公表するにいたるまでには様々な流れがある。なお，現在IIRCは，価値報告財団（Value Reporting Foundation: 以下 VRF）となり，IFRS財団へ統合されている。本稿では，これら非財務情報の統合開示化に関する先行研究について，大きな4つの流れを取り上げ，それぞれレビューを行っていく。これらの流れは相互に関連・重複しあうが，統合報告について異なった観点や軸から研究を進めている。

第1に，財務報告と非財務報告の統合開示化の流れを，フレームワークや開示指針等が発展していく観点から考察する先行研究がある。例えば，加賀谷（2012）は統合報告化に向けて，3つの非財務情報の流れがあるとする。1つ目は，ビジネスモデルや無形資産など企業価値創造を説明する情報の拡大の流れであり，ジェンキンズ委員会の包括的事業報告書やMERITUMなどが結びついている。2つ目は，環境問題への関心の増加を背景に企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility: 以下 CSR）に関する活動やESG情報の拡大の流れであり，GRI（Global Reporting Initiative）によるガイドラインや国際連合（United Nations）によるGUIDANCE ON GOOD PRACTICE IN CORPORATE GOVERNANCE DISCLOSUREなどが該当する。3つ目は，財務情報と非財務情報の密接な関係性の観点から非財務情報の拡充を促す流れであり，MD&A（Management's Discussion and Analysis of the Summary of Operation）による数値変化の説明や会計処理の中での予測や見積もりの拡大が該当する。こうした3つの流れが合流して統合報告にいたる背景には，グローバルリスク事象への対応，環境と社会問題への対応，企業経営の時間軸の短期化の3つの問題に対応するために，企業経営者と投資家・ステークホルダーの間でコミュニケーションが促進される必要性があるとしている。

第2に，環境関連の情報を軸として財務報告を統合開示化する流れを考察する先行研究がある。例えば，Eccles and Krzus（2010）の研究があげられる。彼らは，社会・経済的な環境が変容する中で企業が持続的な成長をするには，環境や社会との共生及びそれらのリスク管理を行い，価値創造を達成する必要があると説明する。さらに，リスク管理が適正でない場合，そのリスクの顕在化に伴い，企業が環境や社会に影響を及ぼすこともある。つまり，企業の持続的な成長と環境や社会の持続性は相互関係があると考える。このような考えのもと，サステナビリティ・レポート等を軸に財務報告と統合して開示する必要があるとする。財務報告を統合することによって，様々な効果が発生すると主張する。例えば，社会や環境へのコミットメントと株主価値の毀損について，統合開示によって財務数値とリスク管理の相互関係から説明できたり，部門横断的に情報収集することで企業の意思決定への効果が期待できたりする。さらに，勝山（2015）は企業の社会的責任と社会アカウンタビリティの台頭や環境会計等の発展を背景に，企業の収益性や安定性だけでなく，真の価値を評価することが求められており，企業の報告を統合化することは

企業の総合価値の評価につながると主張する。

第3に，統合報告にいたる流れを理論的背景に強く注力した観点から説明する研究がある。例えば，Camilleri（2018）は非財務情報の拡大と統合報告が必要とされる流れを，主に正統性理論，組織制度論およびスチュワードシップ理論などの理論の観点から説明する。まず正統性理論を背景とすれば，社会のルールや規範・期待に応えて正統性を得るために，組織はESGに関連する取り組みを積極的に情報開示する。つぎに制度論の観点では，組織はルールや規則・規範に適応する制度的なプレッシャーを有する。近年は各国政府だけでなく，様々な団体が非財務情報の開示の規範やルールの作成を推進しており，新しい試みであるIIRCのフレームワークは明示的・暗黙的に任意開示のレポーティングの規範をつくる可能性があるとした。最後にスチュワードシップ理論の観点からは，スチュワードシップ行動は組織の業績をより良く改善できるだけでなく，ほかのステークホルダーも満足させる。IIRCのフレームワークは，スチュワードシップとして財務資本だけでなく人的資本・自然資本など様々な資本を強調している。

第4に，社会・環境問題と金融危機などの両面性の観点から統合報告の流れを説明する先行研究がある。例えば，Busco *et al.*（2013）は，環境・社会問題および金融危機や企業スキャンダル等の原因の1つとしてビジネスが問題視される中，企業は経済的利益と社会的利益を同時に達成する考え方へシフトし，ビジネスの経済・環境・社会への影響に関する情報開示の必要性が高まったと主張する。様々なステークホルダーとのコミュニケーションおよびアカウンタビリティの解除が必要となり，いくつかの非営利組織は，広い概念を有するサステナビリティ・レポートのフレームワークの作成を試みてきた。その中の1つであるIIRCの試みである統合報告フレームワークは，企業のアカウンタビリティを再構築し，国際的な合意や一貫性などのニーズに応えるために集約されたレポートであるとした。さらに，越智（2015）は社会的価値と投資的価値の2つがお互いに接近し，調和された一元的な開示として統合報告にいたる流れを説明する。社会的価値は企業の営利性とCSRの規範的特性に加えて多元的価値規範を形成する非営利団体の役割から接近している。一方，投資的価値は短期主義への反省と株主中心主義の弊害を克服することを意図した長期投資や持続可能性への意識の高まりから接近しているとした。

これら上記の異なる観点や軸をもった先行研究は相互に関連している。環境面を軸に置き財務報告と統合する効果を主張する研究や，環境・社会と金融危機などの両面性の改善を主張する研究は，ともに企業の持続可能な成長と環境・社会の諸問題への対応について焦点を当てている。理論的背景に注力する先行研究にも下支えされ，様々な開示指針やフレームワークの影響を受けながら，統合報告は企業の持続可能な成長と社会・環境の諸問題への活動を開示することを目指してきたと言えよう。

2.2　統合報告書の内容

IIRCのフレームワークを基礎とする統合報告書の目的は，財務資本提供者へ組織の価値創造プ

ロセスを説明することである。また統合報告書はその組織の価値創造能力に関心をもつ，従業員・顧客・ビジネスパートナー・地域社会・規制者及び政府を含めたステークホルダーに有益になることを目指している（IIRC, 2021）。統合報告は外部環境を考慮の上，短・中・長期の組織の価値創造をリードする戦略・ガバナンス・パフォーマンス・見通しについての簡潔なコミュニケーションであると定義する（IIRC, 2021, p.10）。統合報告は，6つの資本（財務資本・製造資本・知的資本・人的資本・社会関係資本・自然資本)をインプットとして，主に8つの内容要素（組織概要と外部環境・ガバナンス・機会とリスク・戦略と資源配分・ビジネスモデル・業績・見通し・作成と表示の基礎）によって作り出されるアウトプットとアウトカムを開示する（IIRC, 2021）。

統合報告の効果と課題に関する先行研究はすでにかなり進んでおり，その評価について様々な意見がある。統合報告の効果面は，例えば社内のオペレーションの変更効果（Stubbs and Higgins, 2014），中長期を含めた投資家の情報ニーズの拡大（Cortesi and Vena, 2019），企業の中長期の持続可能な成長へステークホルダーのエンゲージメントを高める効果（Frias-Aceituno *et al.*, 2014）などがあげられる。課題面としては，サステナビリティ・レポートと比べて環境分野の情報量の低下が懸念される（大西・梅田, 2018）。統合報告は，実質的であるよりは正統性を得ることを目的に儀式的であり，企業が財務情報と非財務情報を結び付ける方法に大きな変化はもたらしていないとする意見（Haji and Anifowose, 2016）や，統合報告書で開示される情報の種類と質が多様であるため，報告組織間の比較可能性に問題があるとする意見（Doni *et al.*, 2016）がある。さらに日本の上場企業のアンケート結果（日本IR協議会, 2023）では，幅広いステークホルダーのニーズを満たしているのかよく分からない点を統合報告の課題にあげている企業が最も多い。また非財務情報全体の開示課題として，ビジネスとESG項目を含めた非財務情報をわかりやすく関連付ける点を多くの企業が課題としている[2)]。このように，日本では統合報告を作成する企業が増加傾向を示すものの，統合報告にはまだ改善すべき課題があると言える。

3　研究方法

本研究では，IIRCをベースとする統合報告フレームワークで必要とされる非財務情報を，（1）開示対象，（2）情報の性質，（3）情報の時間軸，以上の3つの観点から分類を試みる。なお，（2）の情報の性質とはシングル・マテリアリティかダブル・マテリアリティの違いを意味する。また非財務情報について，共通的な定義が明確になっていない中，本稿では財務情報以外のESG情報や人的・知的資本，経営戦略等を含めた企業が開示する情報を指す。

図表2　先行研究と本研究の位置づけ

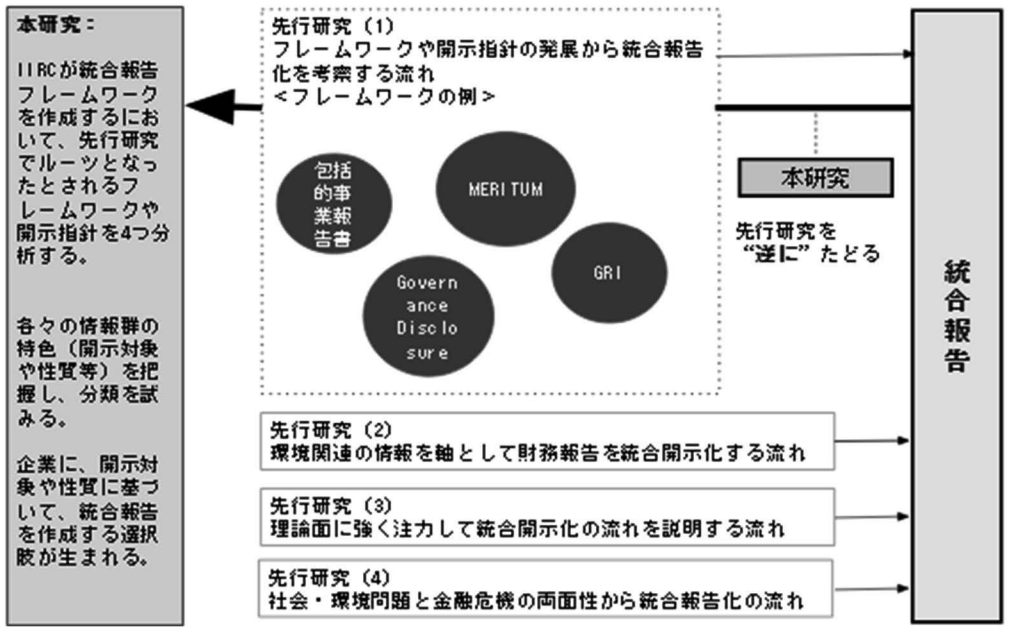

（出所）筆者作成

研究方法は，保坂（2015）や野村（2022）が示す研究方法の考え方を一部取り入れ，結果から原因へと逆にたどる考察をする[3)]。具体的には，先行研究で統合報告化のルーツとして例示される開示指針やフレームワークの有する特性を分析することを通して，統合報告に内在しうるそれら非財務情報の分類を行う。このように上記の先行研究（1）のフレームワークや開示指針から統合報告化にいたる流れを逆にたどる理由として，直接的に非財務情報をビジネス情報や無形資本群といった形で分類することは困難との認識のためであり，ルーツとされる開示指針・ガイドラインの分析を通して，各々で推奨される非財務情報の開示対象・性質・時間軸について明らかにする。なお，先行研究にて例示された開示指針またはフレームワーク等として，包括的事業報告書，MERITUM，GRIガイドライン，GUIDANCE ON GOOD PRACTICE IN CORPORATE GOVERNANCE DISCLOSURE，以上の4つをレビューする。

本稿が期待している貢献は，ビジネスとESG項目を含めた非財務情報をわかりやすく関連付けることや統合報告にて様々な利用者のニーズに応えているか不透明とする課題（日本IR協議会，2023）や，統合報告は実質的であるよりも儀式的であり財務情報と非財務情報を結び付ける方法に大きな変化がないとする課題（Haji and Anifowose, 2016）に対して，改善に繋がる要素を提供することである。また統合報告のルーツをたどり，それらのガイドラインや開示指針等を分析して非財務情報の分類を行うという新規性の観点から，本稿は従来の統合報告に関わる先行研究への追加的な貢献を期待している。

4　統合報告のルーツとされるガイドラインや開示指針等

4.1　包括的事業報告書

まず1994年に米国のジェンキンズ委員会によって提言された包括的事業報告書を取り上げる。理由として，同事業報告書は財務情報と非財務情報を包括的に情報開示する指針として先駆け的な位置づけとなっており，先行研究でも同報告書は統合報告にいたる流れの中で重要視されているためである（加賀谷, 2012）。

1980年代から1990年代にかけて，企業の財務報告がレリバンスを失っているとの批判の高まりを受けて，アメリカ公認会計士協会（American Institute of Certified Public Accountants: 以下 AICPA）はなんらかの対応が必要となり，包括的事業報告書を作成することになった（坂上, 2001）。当時の財務報告への具体的な批判として，浦崎（1998）はプラザ合意以降のデリバティブ取引の増加とそのリスク情報の開示，不採算部門の売却の増加に伴うセグメント情報の開示などのニーズの高まりをあげている。

同事業報告書の目的及び内容は，投資家および債権者の利用者のニーズに応える情報開示を行うことである。ジェンキンズ委員会は包括的事業報告書に含むべき10の要素を提言した。それらは，ハイレベルな事業・営業データ，過去との比較や重要なトレンドに関する経営者分析，機会とリスク，主要株主や取引先および取締役の報酬，広範な目標や企業の戦略，外部環境の変化が企業へ与える影響などである（AICPA, 1994）。つまり，今までの財務報告が過去の後追いであったのに対して，同提言は企業の目標と戦略，機会とリスクなどを含めた将来指向の情報開示を要求している。

一方，包括的事業報告書の効果と課題について，情報利用者のニーズを反映したその開示内容は一定の評価を得たものの，実務的に広く受け入れられなかった（坂上, 2001）。その1つの要因として，当モデルに基づいた年次報告書は大幅なページ数を必要とし，企業の負担する費用は莫大にかかるという点がある（記虎, 2000）。

結論として，包括的事業報告書は営業情報や今後のリスクや機会等のビジネス情報群の開示を勧告した。これら情報群は投資家および債権者向けの情報開示になる。そして，外部環境の変化が企業へ与える影響に関するシングル・マテリアリティの情報開示が推奨されており，企業が社会へ与えるインパクトに関しては要求していない。開示情報は将来指向性を含むが基本的には短期的なインパクト軸を中心としているだろう。

4.2　MERITUM

次に，本稿ではMERITUMを取り上げる。理由としてMERITUMは北欧型の知的資産報告書を代表するフレームワークの1つであり，知的資産・知的資本の定義もIIRCの統合報告フレームワークと近似性を有しているからである。なお，加賀谷（2012）の研究では，包括的事業報告書と

同様にMERITUMも例示している。

MERITUM発足（1998～2001）の背景として，無形資産が企業の競争優位の源になり，企業は競争優位のドライバーとなるナレッジを把握・測定・管理する手法を開発する必要があり，2002年にガイドラインが公表された（MERITUM, 2002）。MERITUMの知的資産の定義は，人的資産・構造資産・関係資産の3つに区分される。人的資産は，個々人に帰属する経験・スキル・知識など退職時に企業から無くなるものである。構造資産は，データベース・特許権など従業員が退職しても企業へ残る資産をさす。関係資産は，顧客関係や顧客ロイヤリティなど企業の対外的関係に付随する資産をいう(MERITUM, 2002, pp.10-11)。

MERITUMのレポーティングは，企業価値創造への活動や資源などをステークホルダーへ伝えることを目的として，（1）企業ビジョン，（2）無形資源と無形財活動，（3）指標の3つにて体系化できる。具体的には，まず企業ビジョンを達成するための重要な無形資産を開示する。次に人的資産・構造資産・関係資産の各々の無形資源および無形財活動について情報開示する。最後に指標として，これら無形資源や無形財活動を用いて企業が何を行っているのか，財務・非財務の指標を使用してマルチステークホルダーへ開示する（MERITUM, 2002）。

同レポーティングの効果について，MERITUM（2002）では企業がどのように企業価値を向上させるかに関する異なるステップの情報開示をする。古賀（2012）は，MERITUMは企業の知的資産のマネジメント活動をモニタリングし，その活動実態に関する情報開示のためのツールを経営者並びに外部ステークホルダーへ提供していると評価している。

結論として，MERITUMは人的資産・構造資産・関係資産に関する情報群の開示を推奨し，投資家だけでなく様々なステークホルダーに資することを明示的に要求している。また，MERITUMで開示される情報の性質は企業の内部活動による企業価値創造が中心であり，シングル・マテリアリティの情報開示の位置づけになる。時間軸については，企業ビジョンを達成するための現在の重要な無形資産が，無形資源および無形財活動の観点から継続的に開示される形であり，短期性および長期性ともに有すると考える。

4.3　GRI ガイドライン

さらに，GRIガイドラインをとり上げる。理由として，GRIガイドラインは，日本でもCSR報告書やサステナビリティ・レポートを作成する際に参考とされているからである。また，GRIはPrince’s Accounting Sustainability Projectという組織体と共同でIIRCの設立に直接携わっており，その結びつきは強く，加賀谷（2012）はCSR活動やESG情報の拡充と統合報告にいたる潮流の中でGRIガイドラインを例示している。なお，後述するように2020年にCDP（Carbon Disclosure Project），CDSB（Climate Disclosure Standards Board），GRI，IIRC，SASB（Sustainability Accounting Standards Board）の5つの組織が，IIRCとGRIの各々の基本的情報開示の範囲について共同声明を出している[4)]。

GRIガイドラインは，トリプルボトムラインの考えを取り入れ，組織が活動結果として経済・環境・社会に与える大きなインパクトについて，様々なステークホルダーへ情報開示することを目的とする。なお，ステークホルダーには，当該組織に直接関わる従業員，株主，サプライヤーなどに加え，それ以外の関係を持つ地域コミュニティ，市民社会などが含まれる（GRI, 2021）。GRIガイドラインの内容構成は，「共通スタンダード」，「セクター別スタンダード」，「項目別スタンダード」の3つとなっている。1つ目の共通スタンダードは，一般的開示事項やマテリアル項目（決定するプロセスや項目のリスト等）を規定する。2つ目のセクター別スタンダードは，セクター毎の枠組みを開示する。3つ目の項目別スタンダードは，経済・環境・社会について幅広い対象項目のインパクトに関して規定する。これら3つの構成の中で，当該組織は自分自身のマテリアルな項目（経済，環境，社会）について，セクターや項目別のスタンダードで該当するものを選択し，情報開示を行う（GRI, 2021）。

GRIガイドラインを利用した場合の効果と課題について，GRI（2021）によると，組織の活動が経済・環境・社会に与えるインパクトをより正確に報告することを促進し，事業の成否や社会的評判の要素にもなり，財務にも影響することが多い。またサステナビリティ報告の時点では財務的なマテリアルではなくても，長期的な観点からはいずれ財務マテリアルな項目になる場合が多いとの意見もあり，本ガイドラインは組織の長期的な成功に関心を持つ人々に重要であるとする。ただし，CSRと業績の因果関係についてまだ決定的な結論は出ていない状況であり，多くの研究が正の相関関係があるとするものの，負の相関や中立的であるとする研究もある（越智，2015）。

結論として，GRIガイドラインは，マテリアリティの選定や経済・環境・社会について幅広い情報群を開示する。同情報群の開示の対象は，様々なステークホルダー向けとなっている。開示される情報の性質は，企業が社会へ与える経済・環境・社会へのインパクトや影響に関するものでダブル・マテリアリティの情報となっている。時間軸では，長期的な観点を含めた情報開示が中心となるだろう。

4.4　GUIDANCE ON GOOD PRACTICE IN CORPORATE GOVERNANCE DISCLOSURE

最後に，United Nations（2006）によるGUIDANCE ON GOOD PRACTICE IN CORPORATE GOVERNANCE DISCLOSURE（以下，Governance Disclosure）をとり上げる。これは，広く各国のコーポレート・ガバナンスコードや諸機関が発行するガバナンス原則や指針を鑑みて，コーポレート・ガバナンスのディスクロージャーについて整理している。そのため，特定地域のコーポレート・ガバナンスコードではなく，様々な国のガバナンスを鑑みた網羅的な情報開示のガイドラインとなっている。加賀谷（2012）は，統合報告化への流れの中で本ガイドラインを例示している。

本ガイドラインは，株主とステークホルダーの主要な関心項目に対応するコーポレート・ガバ

ナンスの情報開示を支援することを目的とする。具体的には，コーポ―レート・ガバナンスの非財務情報の開示について，次の項目に関する指針が提示されている。(1) 企業目標の開示，(2) 株主情報，(3) 企業の買収などの取引に関するルールや手続きに関する情報，(4) 取締役会の構成や機能等に関する情報，(5) 取締役会のメンバーと主要な執行役員に関する情報，(6) 環境・社会やステークホルダーの重要な問題に関する情報，(7) リスク管理の体制や活動に関する情報，(8) 外部監査人の独立性に関する情報，(9) 内部監査の機能に関する情報（United Nations, 2006)。

その中でも本稿のトピックと関連する重要な点として，(1) の企業の目標がある。本ガイドラインは一般的に企業には2つの目標があるとし，1つ目は株主への長期的リターンを最大化することであり多くの国のコードに規定されており，2つ目は社会的価値に基づいて変化する企業目標であり，たくさんの国でESG関連の目標が含まれる。この2つは長期的には相互依存的であろうとする（United Nations, 2006)。この観点から，本ガイドラインはマルチステークホルダーの関心に対応するコーポレート・ガバナンスを念頭に情報開示の方向性を示している。

本ガイドラインの効果と課題については，コーポレート・ガバナンスの情報開示に関して，投資家やステークホルダーの期待に答えることができていない企業や国家へ改善を促進するのに便利なものになるとしている（United Nations, 2006)。しかし，同情報開示は，ひな形的な記述や具体性を欠く場合など，付加価値の付与が乏しいディスクロージャーも散見され，一般的に，実効性に課題があるとする（経済産業省, 2014)。

結論として，本ガイドラインにて取り扱うガバナンスに関する情報開示の対象は，マルチステークホルダー向けがメインとなっている。本ガイドラインでは企業が環境や社会に行う貢献や影響に関して情報開示することが示されており，ダブル・マテリアリティの情報の位置づけになる。時間軸では，長期的な影響を考慮したガバナンスの取り組みとその開示を内容としている。

5　非財務情報の分類

本稿では，4つの情報開示の指針やガイドラインをレビューしてきた。これらは統合報告のルーツとみなされており，各々で開示推奨される情報群は，統合報告が要求する6つの資本（財務資本・製造資本・知的資本・人的資本・社会関係資本・自然資本）と8つの内容要素（組織概要と外部環境・ガバナンス・機会とリスク・戦略と資源配分・ビジネスモデル・業績・見通し・作成と表示の基礎）を説明する際に適宜使用されることが期待される。そして，同非財務情報は，以下のように開示対象・情報の性質・時間軸の3つの観点でまとめることできる。

図表3　非財務情報のマトリックス

	開示対象		情報の性質		時間軸
	投資家・債権者	マルチステークホルダー	シングル・マテリアリティ	ダブル・マテリアリティ	インパクトの時間軸
包括的事業報告書	○		○		短期
MERITUM		○	○		短期と長期
GRIガイドライン		○		○	長期
Governance Disclosure		○		○	長期

（出所）筆者作成

第1に開示対象ついて，投資家や債権者を開示対象としているのは包括的事業報告書であり，彼らのニーズに合致することを目的とした。一方で，様々なステークホルダー向けの情報開示は，MERITUM，GRIガイドライン，Governance Disclosureとなっている。

第2に情報の性質について，シングル・マテリアリティの情報の開示指針等は包括的事業報告書とMERITUMで，外部環境や内部資源が企業の業績や価値創造に及ぼす影響を説明する情報となっている。ダブル・マテリアリティの情報の開示指針はGRIガイドラインとGovernance Disclosureであり，企業が社会・環境・経済に与える影響を含めて説明する情報となっている。なお，2020年にGRIとIIRCの基本的な情報開示の範囲が示された。そこでは，IIRCは企業の価値創造へ影響を与えるシングル・マテリアリティ，GRIは組織が環境・社会・経済に重大な影響を及ぼすダブル・マテリアリティをレポートすることを基本とした。ただし，ダブル・マテリアリティからシングル・マテリアリティに移動するダイナミック・マテリアリティの一例としてCOVID-19の蔓延をあげ，マテリアリティの柔軟な見直しが必要であるとした（CDP *et al.*, 2020）。Governance Disclosureでは，ステークホルダーの権利保護や環境・社会問題への関与と情報開示を推奨している（United Nations, 2006）。そのため，企業の業績や価値創造に及ぼす影響に関する情報だけでなく，企業が社会・環境に及ぼす影響に関する情報も開示することを目指している。

第3にインパクトが発生する時間軸から情報を整理する場合，小林・林（2015）は販売・受注動向や為替・景気動向などの情報は今期や来期の業績に影響を与える情報であるとして短期と位置付けている。一方で，気候変動やガバナンスなどのESG関連課題の情報は今期や来期の業績だけでなくより将来的な業績に影響を及ぼす情報として長期と位置付けている。この見解に立った場合，包括的事業報告書で使用される外部環境の変化やリスクと機会などのビジネス関連情報は

短期になり，ESG関連情報に該当するGRIガイドラインやGovernance Disclosureのガバナンス情報は長期になると考えられる。MERITUMは，明示的に時間軸を示していないが，長期的な企業ビジョンを達成するため無形資源と無形財活動を継続的に開示すること鑑みれば，短期と長期両面性を含むと考える。

総じて，包括的事業報告書で開示推奨される情報（ビジネス関連情報）は，投資家や債権者向けでシングル・マテリアリティの性質，短期的なインパクトの情報になる。MERITUMで開示推奨される情報（人的資産・構造資産・関係資産に関する情報）は，マルチステークホルダー向けでシングル・マテリアリティの性質，短期・長期の両面的なインパンクトの情報となる。GRIガイドラインで開示推奨される情報（経済・環境・社会に関する情報）は，マルチステークホルダー向けでダブル・マテリアリティの性質，長期的なインパクトの情報になる。Governance Disclosureで開示推奨される情報（ガバナンス情報）は，マルチステークホルダー向けでダブル・マテリアリティの性質で，長期的なインパクトの情報となる。

6　おわりに

正統性理論や制度理論等の理論を背景に，今までの様々な財務・非財務情報の開示指針やガイドライン等の影響を受けながら，統合報告は企業の持続的成長と社会・環境の諸問題に関する価値創造活動について情報開示することを目指してきた。本稿は，先行研究で示された統合報告のルーツとなったフレームワークや開示指針を4つ取り上げてレビューを行った。これら開示指針等を通して開示推奨される各々の情報群について，(1) 開示対象（投資家か様々なステークホルダー），(2) 情報の性質（シングル・マテリアリティかダブル・マテリアリティ），(3) 時間軸（短期・長期）から考察を行った。

この結果，明らかとなった各々の情報群の開示対象・性質・時間軸に応じて，例えば異なる開示対象である投資家向けやマルチステークホルダー向けに応じて情報を区分したり，マテリアリティや時間軸で区分したりする選択肢が増えることで，財務情報と非財務情報の結びつきや様々なマルチステークホルダーへの需要に対応するという課題の改善につながる要素が新たにうまれ，統合報告の質を高める方法の1つになると考える。最後に，統合報告のルーツをたどり，それら開示指針等を通して非財務情報を分類するという新規性の観点から，従来の統合報告に関わる先行研究への追加的な貢献を期待している。

本研究の限界および今後の統合報告に関連する研究の方向性について，本稿では先行研究を基礎として4つの指針やフレームワークをとり上げて開示対象や性質をレビューしてきたが，さらに多くのルーツとなった指針やフレームワークをレビューすることで，非財務情報の精緻な分類を考察することができる。また非財務情報の開示に関する規範性の研究への貢献に繋がっていく

可能性もある。今後の方向性として，米国・EU・日本のサステナビリティ開示基準の導入の違いと統合報告の関係性の研究，そして非財務情報の開示と企業パフォーマンスとの関係性の更なる統計的な研究のニーズが高いと考える。

注

1） 本レポートの基礎となるUS SIF（Sustainability Investment Forum)のトレンドレポートが集計方法を変更した。具体的には，投資判断に使用したESG基準（生物多様性，人権，タバコの製造等）の情報を提供していない投資家の運用資産を計算から除外した。また，複数の資産運用会社のサステナビリティ投資残高は，2020年比でかなり少ない投資額を報告している。その結果，2022年の米国の投資額は大幅に減少した（Global Sustainability Investment Alliance, 2023)。

2） 本調査は，日本IR 協議会が2023年1月現在の全上場会社4,023社に対し，調査サイトをオープンして1,061社(回収率26.4%)から得た回答をまとめたものである。なお，幅広いステークホルダーのニーズを満たしているのかよく分からない点を課題にする企業とビジネスとESG項目を含めた非財務情報をわかりやすく関連付ける点を課題とする企業はともに約50％強を占める（日本IR協議会, 2023)。

3） 本稿は，結果から原因を検討する研究について，保坂（2015）や野村（2022）が示す考え方の一部分を参考にした。独立変数となる原因が存在するという前提にたって原因から結果を検証するのではなく，結果からそれを説明できると考えうる原因を検証することを，本稿では先行研究を逆にたどるという考え方を取り入れた。

4） 2020年にCDP，CDSB，GRI，IIRC，SASBの5つの組織が共同声明を発表した。そこでは，それぞれのマテリアリティが異なっているという認識が示された。具体的には，GRIとCDPが最も広い非財務情報の範囲として経済・環境・人への組織の重大なインパクトを反映した情報，CDSBとSASBはGRIとCDPのトピックの一部分となる組織の価値創造のためのサステナビリティ情報，IIRCがCDSBとSASBと同様のサステナビリティ情報と財務会計報告を開示推奨するとした（CDP *et al.*, 2020)。

参考文献

American Institute of Certified Public Accountants (AICPA) (1994) *Improving business reporting- a customer focus: meeting the information needs of investors and creditors: a comprehensive report*, AICPA.
https://egrove.olemiss.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=1105&context=aicpa_comm, 2024年3月20日アクセス。

Busco, C., Frigo, M. L., Riccaboni, A. and Quattrone, P. (2013) *Integrated Reporting Concepts and Cases that Redefine Corporate Accountability*, Springer.

Camilleri, M.A. (2018) “Theoretical insights on integrated Reporting: The inclusion of non-financial capitals in corporate disclosures,” *Corporate Communication: An International Journal*, Vol.23, No.4, pp.567-581.

Carbon Disclosure Project (CDP), Climate Disclosure Standards Board (CDSB), Global Reporting Initiative (GRI), Integrated Reporting (IR), and Sustainability Accounting Standards Board (SASB) (2020) *Statement of Intent to Work Together Towards Comprehensive Corporate Reporting*, CDP,

CDSB, GRI, IR and SASB.
https://www.wlrk.com/docs/Statement_of_Intent_to_Work_Together_Towards_Comprehensive_Corporate_Reporting.pdf, 2024年3月20日アクセス。

Cortesi, A., Vena, L. (2019) “Disclosure quality under Integrated Reporting: A value relevance approach”, *Journal of Cleaner Production*, Vol.220, pp.745-755.

Doni, F., Gasperini, A. and Pavone, P. (2016) “Early adopters of integrated reporting: the case of the mining industry in South Africa”, *African Journal of Business Management*, Vol.10 No.9, pp.187-208.

Eccles, R. G. and Krzus, M. P. (2010) *One Report Integrated Reporting for a Sustainable Strategy*, John Wiley & Sons, Inc.

Frias-Aceituno, J.V., Rodriguez-Ariza, L. and Garcial-Sanchez, I.M. (2014) “Explanatory factors of Integrated Sustainability and Financial Reporting,” *Business Strategy and the environment*, Vol.23, Issue.1, pp.56-72.

Global Reporting Initiative (GRI) (2021) *Consolidated Set of the GRI Standards 2021*, GRI.
https://www.amauni.org/wp-content/uploads/2022/03/Set-of-GRI-Stnds-2021.pdf, 2024年3月20日アクセス。

Global Sustainability Investment Alliance (GSIA) (2023) *GLOBAL SUSTAINABLE INVESTMENT REVIEW 2022*, GSIA.
https://www.gsi-alliance.org/wp-content/uploads/2023/12/GSIA-Report-2022.pdf, 2024年3月20日アクセス。

Haji, A.A. and Anifowose, M. (2016) “The trend of integrated reporting practice in South Africa: ceremonial or substantive?”, *Sustainability Accounting, Management and Policy Journal*, Vol.7, No.2, pp.190-224.

International Integrated Reporting Council (IIRC) (2021) *INTERNATIONAL <IR> FRAMEWORK*, IIRC.
https://integratedreporting.ifrs.org/wp-content/uploads/2021/01/InternationalIntegratedReportingFramework.pdf, 2024年3月20日アクセス。

MERITUM (2002) *Guidelines for Managing and Reporting on Intangibles*, MERITUM.
https://cristinachaminade.files.wordpress.com/2018/07/meritum-guidelines.pdf, 2024年3月20日アクセス。

Stubbs, W. and Higgins, C. (2014) “Integrated Reporting and internal mechanisms of change,” *Accounting, Auditing & Accountability Journal*, Vol.22, No.4, pp.340-356.

United Nations (UN) (2006) *GUIDANCE ON GOOD PRACTICES IN CORPORATE GOVERNANCE DISCLOSURE*, UN. https://unctad.org/system/files/official-document/iteteb20063_en.pdf, 2024年3月20日アクセス。

浦崎直浩 (1998) 「アメリカにおける情報会計論の動向」『近畿大学商経学会』第44巻3号, 401-418頁。

大西淳也・梅田宙 (2018) 「統合報告についての論点の整理」『財務総合政策研究所』。
https://www.mof.go.jp/pri/research/discussion_paper/ron311.pdf, 2024年3月20日アクセス。

越智信仁 (2015)『持続可能性とイノベーションの統合報告 —非財務情報開示のダイナミズムと信頼性』日本評論社。

加賀谷哲之 (2012) 「持続的な企業価値創造のための非財務情報開示」『企業会計』第64巻6号, 823-833頁。

勝山進 (2015) 「統合報告の現状と課題」『商学集志』 第84巻3・4号, 1-18頁。
企業価値レポーティング・ラボ (2024) 『日本の持続的成長を支える統合報告の動向 2023』 企業価値レポーティング・ラボ。https://cvrljp.com/archive/pdf/list2023_J.pdf, 2024年7月15日アクセス。
記虎優子 (2000)「財務報告の展望に関する考察 ―ジェンキンズ報告書を中心として」『関西学院商学研究』 第47巻, 1-20頁。
経済産業省 (2014) 『「持続的成長への競争力とインセンティブ ―企業と投資家の望ましい関係構築」プロジェクト（伊藤レポート）最終報告』 経済産業省。
https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/kigyoukaikei/pdf/itoreport.pdf, 2024年3月20日アクセス。
古賀智敏 (2012) 『知的資産マネジメントの測定・開示の会計（改訂増補版)』 千倉書房。
小林亜依子・林寿和 (2015) 「ESG投資とそれをプロモートするアセットオーナーの存在」北川哲雄編『スチュワードシップとコーポレートガバナンス ―2つのコードが変える日本の企業・経済・社会』所収, 東洋経済新報社, 175-219頁。
坂上学 (2001) 「ジェンキンズ委員会報告書と会計ディスクロージャーの方向性」『経営研究』 第51巻4号, 71-86頁。
野村康 (2022)『社会科学の考え方 ―認識論, リサーチ・デザイン, 手法』 名古屋大学出版会。
日本IR協議会 (2023) 『第30回IR活動の実態調査』日本IR協議会。
https://www.jira.or.jp/download/survey/202304_summary.pdf, 2024年6月20日アクセス。
保坂広至 (2015)『歴史から理論を創造する方法 ―社会科学と歴史学を統合する』勁草書房。

＜謝辞＞本稿の改善にあたり，大変ご多忙な中，査読者の先生方から大変有益なご指摘・ご助言を賜りました。心より感謝申し上げます。

原田　佳明（法政大学大学院経営学研究科博士後期課程）

（2024年9月16日　採択）